

令和6年度

吉岐市奨学生募集について

吉岐市教育委員会

1. 出願資格

次の条件にすべて該当することが必要です。

- ① 市内に本籍を有し、1年以上居住する方又は市外に本籍を有し、市内に5年以上居住する方の子弟であること。
- ② 高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校（専門課程）及び大学の在学生。
- ③ 経済的理由により修学困難で、かつ、人物・学業とも奨学生としてふさわしい方。

2. 募集人員及び貸付月額

種別	募集人員	貸付月額
ア 高等学校	10名以内	10,000円以内
イ 高等専門学校、短期大学 及び専修学校（専門課程）	10名以内	37,000円以内
ウ 大 学	10名以内	37,000円以内

3. 募集期間

令和6年2月15日（木）から5月13日（月）まで

4. 貸与開始

吉岐市奨学金選考委員会決定後、令和6年4月から遡及して貸与します。

5. 返還方法

学校卒業の6か月後から10年以内に半年賦又は年賦で返還

6. 申し込み先・お問い合わせ先

吉岐市教育委員会 教育総務課（芦辺庁舎2階） 電話45-1202

応募書類は教育委員会・各支所に準備しています。

（吉岐市ホームページでもダウンロードできます。）

7. その他

日本学生支援機構、長崎県育英会及び他の奨学金と併せての貸与も可能です。

吉崎市奨学金貸与申請に必要な書類

1 奨学金貸与願

別添様式第1号に必要事項を記入してください。印鑑は、認印で結構です。
連帯保証人は、国税及び地方税並びに地方公共団体の使用料の滞納が無いこと。

2 在籍学校長の推薦書及び成績証明書

別添「推薦調書」を在籍学校に持参し、記入してもらってください。
必ず封緘をしてもらってください。

①新入学する場合

- ◎ 大学・専門学校(高校卒業後)に応募の場合・・・在籍高校
- ◎ 高校・高専(中学卒業後)に応募の場合・・・在籍中学校

②在学している場合

- ◎ 大学・専門学校に応募の場合・・・在籍大学・専門学校
- ◎ 高校・高専に応募の場合・・・在籍高校・高専

3 在学証明書

現在、在籍する学校からもらってください。
市では様式を定めておりませんので、学校所定の様式で結構です。

①新入学する場合・・・合格通知書及び在学証明書

- ア 4月以前に応募する場合・・・合格通知書
(奨学生採用時に追加で進学先の在学証明書を提出していただきます。)
- イ 4月以降に応募する場合・・・在学証明書

②在学している場合・・・在学証明書

4 住民票謄本

吉崎市役所 市民福祉課(郷ノ浦庁舎)、又は各支所で交付してもらってください。
(出願者と家族の住所が異なるときは、出願者の住民票も添付してください。)

5 世帯課税証明書

吉崎市役所 税務課(郷ノ浦庁舎)、又は各支所で世帯全員分を交付してもらってください。(給与等収入のある方全員)
(給与所得以外の方は、申告書の写しを添付してください。)

6 完納証明書

吉崎市役所 税務課(郷ノ浦庁舎)、又は各支所で各連帯保証人の完納証明書を交付してもらってください。